

# 市民税・県民税・介護保険料 国民健康保険税の納付額をお知らせします

## 市民税・県民税

市民税は、毎年1月1日現在に住所のある自治体に納めていただく税金です。

安来市では、事業所などから提出された給与支払報告書や、個人で申告された内容をもとに、令和2年度の税額を決定しています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、所得税の申告期間が延長されました。これにより、申告をされた人については、申告の時期に関わらず、当初の通知から税額が変更される場合があります。その場合は、税額の変更通知書を送付いたしますので、ご了承ください。

市民税は、給与特別徴収（給

与からの引き去り）、普通徴収（口座振替または納付書払い）、年金特別徴収（年金からの引き去り）によって納税します。



税金は私たちの暮らし、将来を担う子どもたちなどを支えています。  
(写真はイメージです)

### ◎令和2年度の主な改正点

○ふるさと納税制度の見直し  
ふるさと納税の対象となる地方団体を一定の基準に基づき総務大臣が指定します。特例控除の対象となる地方団体に関しては総務省のホームページを参照してください。

### ○住宅借入金等特別控除

住宅を取得する際の消費税が10%で、令和元年10月1日から令和2年12月31日までに居住の用に供することを条件に、住宅借入金等特別控除の適用年数が3年間延長されています。

▼問い合わせ…税務課市民税係  
(電話23・3040)

### ○住宅借入金等特別控除における控除適用期間延長

区分	特定取得 (従前の内容)	特別特定取得 (今回の改正)
居住開始年月日	平成26年4月1日～令和3年12月31日	令和元年10月1日～令和2年12月31日
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の額の7% (上限136,500円)	同左
控除適用期間	10年	13年

※特定取得に該当しないものは、上表では記載省略しています。  
※居住開始年月日が令和3年1月から12月までは、従前どおり。

## 介護保険料

### 令和2年度介護保険料が決定しました

6月中旬に本年度の介護保険料決定通知書を発送します。介護保険料は下表のとおり、所得に応じて区分されています。

納付方法は、特別徴収（年金天引き）か普通徴収（納付書による納付または口座振替）のいずれかです。普通徴収の人は年10期に分

けてお支払いいただきます。

なお、特別徴収の人は、10月以降の年金からの引き去り額が記載されています。（4～8月引き去り額は4月にお知らせしました）詳しくは、通知書に同封の保険料の「見方」をご覧ください。

▼問い合わせ…介護保険課（電話23・3293）

保険料は、所得に応じて11段階あります

所得段階	保険料（年額）
第1段階	18,000円（注）
第2段階	32,400円（注）
第3段階	50,400円（注）
第4段階	64,800円
第5段階	72,000円
第6段階	86,400円
第7段階	90,000円
第8段階	93,600円
第9段階	97,200円
第10段階	108,000円
第11段階	122,400円

（注）低所得者の保険料軽減実施に伴い、第1～3段階の保険料が減額となっています。



決定通知書は、6月15日（月）に発送します  
 普通徴収の初回（第1期）の納期限は、6月30日（火）です

## 令和2年度普通徴収・特別徴収の納付月

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
普通徴収			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特別徴収	○		○		○		○		○		○	

### ▼問い合わせ

課税については 税務課市民税係 (電話 23-3048)  
 納税については 税務課収納係 (電話 23-3043)  
 資格については 保険年金課 (電話 23-3084)

## 国民健康保険税

### 納付方法

保険税の納付方法には、「特別徴収」と「普通徴収」があります。

#### ①特別徴収

支給される年金から国民健康保険税を差し引いて納めていただく方法です。

※特別徴収に該当する人で、口座振替による納付を希望する世帯主は、税務課窓口へお申し出ください

い。

※世帯主が75歳に到達する年など特別徴収の実施要件を満たさない年は、特別徴収を停止します。

#### ②普通徴収

納付書または口座振替で納付していただく方法で、特別徴収に該当しない人が対象です。

#### 納税義務者は世帯主です

世帯主が国民健康保険に加入していない場合、同じ世帯に加入者がいる場合は、その世帯主が納税義務者となります。この場合の世帯主を擬制世帯主といいます。擬制世帯主世帯の場合、世帯主の所得は国民健康保険税の算定には含めません。ただし、軽減判定をする際は、その所得を含めて計算を行います。

#### 国民健康保険税の軽減

##### (7割・5割・2割減額)

世帯内国保加入者の前年の所得金額の合計(擬制世帯主を含む)が一定以下の場合、表の②均等割額と③平等割額を軽減します。(所得申告がない場合、軽減の対象外となる場合があります)

※65歳以上の公的年金受給者は、公的年金等所得額から15万円を控除した額で軽減判定をします。

### 後期高齢者医療制度創設の経過制度

75歳以上の後期高齢者医療制度への移行によって、国民健康保険税の負担が急増しないよう、一定期間、次のように扱います。

①国民健康保険税の軽減(7.5・2割軽減)所得を計算する際、後期高齢者医療制度に移った人も含めて軽減判定を行います。世帯構成や世帯所得が変わらない場合、それまでと同様の軽減が受けられます。

②国民健康保険から後期高齢者医療制度に移ったことで、国民健康保険世帯が単身世帯となった場合、移行後5年目まで平等割が半額に軽減されます。6〜8年目までは、平等割が4分の3に軽減されます。

③社会保険などの被保険者が後期高齢者医療制度に移ったことで、その被扶養者が国民健康保険に加入した場合(加入の時点で65歳以上75歳未満の人(旧被扶養者))は、申請することで次の減免が受けられます。

・旧被扶養者に関する所得割が当面の間課税されません。  
 ・旧被扶養者に関する均等割が2年間半額に軽減されます。

## 国民健康保険税は世帯単位で税額を計算します

算定区分	税率(額)			説明
	医療保険分	支援金分	介護保険分	
①所得割	8.61%	2.11%	2.16%	加入者の前年の所得に応じて算定
②均等割	29,600円	7,530円	9,760円	加入者一人あたり
③平等割	21,190円	5,390円	4,540円	一世帯あたり
年税額	医療保険分・支援金分・介護保険分のそれぞれ①～③の合計。介護保険分は、40～64歳の人のみ適用。			
課税限度額	63万円	19万円	17万円	年税額の最高限度額

・加入者が旧被扶養者のみの場合は、平等割が2年間半額に軽減されます。  
 ※社会保険(会社の健康保険)等が交付する資格喪失証明書と、印鑑をお持ちの上、国民健康保険加入手続きの際に申請ください。